

## 第7回

# 石和町、御坂町、一宮町 八代町、境川村、春日居町 合併協議会会議録

平成15年7月10日 開会

平成15年7月10日 閉会

第7回 石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会

平成15年7月10日  
午後1時30分開議  
石和町スコレーセンター

第1 開 会

第2 会長あいさつ

第3 議 事

(1) 報告事項

報告第1号 総務・企画小委員会の審議経過について

報告第2号 産業・経済・建設小委員会の審議経過について

報告第3号 住民小委員会の審議経過について

報告第4号 教育小委員会の審議経過について

報告第5号 住民説明会について

報告第6号 その他

(2) 協議事項

協議第 1号 新市将来構想について

協議第 2号 5 財産、公の施設の取り扱いについて

協議第 3号 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いについて

協議第 4号 8 地方税の取り扱いについて

協議第 5号 26 財産区の取り扱いについて

協議第 6号 37 上水道・簡易水道等の取り扱いについて

協議第 7号 39 使用料及び手数料(産業・経済・建設関係)の取り扱いについて

協議第 8号 32 温泉施設の取り扱いについて

協議第 9号 62 体育施設の取り扱いについて

協議第10号 63 使用料及び手数料(教育関係)の取り扱いについて

協議第11号 その他

第4 次回の協議会日程について

第5 その他

第6 閉 会

開会 午後 1時30分

司会（風間喜久雄君）

委員の皆様方、本日は大変ご苦労さまでございます。

本日の司会を務めさせていただきます、石和町役場の風間でございますが、よろしくお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、相互にあいさつを交わしたいと思いますので、恐れ入ります、ご起立いただきますと思います。

相互に礼。

ご着席ください。

ただいまから、第7回石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会を開催いたします。

次第により進めさせていただきます。

会長あいさつでございます。

荻野石和町長、よろしくお願いいたします。

会長（荻野正直君）

皆様、こんにちは。

どうもご苦労さまでございます。

だいぶ梅雨空がまだ続いておりまして、梅雨明けが待ち遠しいわけでございますが、皆様方、大変お忙しい中を本日もご出席いただきまして、本当にご苦労さまでございます。

この協議会も今日は7回目ということでございまして、回を重ねるごとにいろんな議論を活発にさせていただいております。大変ありがとうございます。

そんな中で、前回もご意見がございました、合併をする66項目の協議を重ねているわけですが、なかなか調整がうまくいかずに、合併後に調整するというふうな文言は、いかなものかというふうなご意見もいただきました。

これも6カ町村が一緒になるわけでございますから、それぞれの長い歴史と、それぞれの町村の政策等がございますから、これを一致するのはなかなか難しいという部分もございます。

このへんは、やはり「小異は捨てて大同につく」という言葉がございますけれども、それぞれの中でご理解をいただき、そして、今すぐに決められないものは、合併してから決めてもやむを得ないというふうな部分もあるかと思えます。そういった部分につきましては、それぞれがご理解さえいただければ前進できると、いうふうに私は確信をいたしております。

それぞれの小委員会の中で、大変なご苦労をいただいておりますけれども、そういったことも踏まえまして、これからぜひ積極的なご議論をしていただければ、大変ありがたいと思えます。

また、この合併につきましては、既に皆様方、いろんな角度でお話をいただいておりますけれども、私はこの東八と春日居を含めて6カ町村が一緒になるということは、本当に果実と温泉、こういったものを活用した素晴らしい市ができるということも、実は、過日、関西方面に観光の面でちょっと行ってきたわけでございますけれども、いろんなお話をさせていただく中で、やはり石和だけの果物では足りないな、あるいは石和だけの産業では足りないな、これが一宮町さんが入れば、あるいは春日居町さんが入れば、境川村さんが入れば、御坂町さんが入ればというふうな、あるいは八代町さんが入ればというふうなことを、お話をさせていただく中で幾つも感じることができました。

そんなふうなことを踏まえまして、足腰の強い自治体に一步でも近づくように、お互いの知恵を出し合いまして、この合併が成功することにお力添えをいただくことを重ねてお願い申し上げます。

て、開会にあたりまして一言ごあいさつさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

司会（風間喜久雄君）

ありがとうございました。

続きまして、次第の3番、議事でございますが、協議会規約第9条によりまして、議長は会長にお願い申し上げます。

荻野会長、よろしくお願いいたします。

議長（荻野正直君）

それでは、議長を務めさせていただきます。

不慣れでございますけれども、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

始めに、報告事項についてであります。報告第1号 総務・企画小委員会の審議経過につきまして、小委員会の中村委員長さんよりご報告をお願いいたします。

総務・企画小委員会委員長（中村長年君）

ご苦労さまでございます。

それでは、総務・企画小委員会の審議の状況についてご報告申し上げます。

去る、6月26日に第7回の小委員会、続いて、7月4日に第8回の小委員会を開催いたしました。その審議の状況についてご報告申し上げます。

まず、協定項目4の新市の事務所の位置についてでございます。

第7回小委員会では、継続審議となっております協定項目4の新市の事務所の位置について、審議の参考とするため、午前中をかねまして6町村の各役場庁舎、周辺公共施設などの状況視察を、委員全員のご出席をいただきまして実施をいたしましたところでございます。

午後からは、スコレーセンターの会議室におきまして、事務局から組織体制のシミュレーションなどの資料が示され、新市の事務所の位置についての審議を行いました。

新市の事務所の位置につきましては、暫定庁舎の審議と併せて新庁舎の位置につきましても、並行して審議して欲しいというふうな意見もございましたけれども、これからのスケジュール等を考えますと、まず、暫定庁舎の位置を決める。それから新市の市役所の位置をとということで確認いたしました。

事務所の位置につきましては、地域住民の利便性あるいは交通事情及び官公署との関係等を考慮しつつ、各町村の生活区域及び庁舎立地条件等を勘案して協議を進めておりますが、各町村の庁舎等の平面図の資料をもとに、視察いたしました状況から、暫定庁舎は分庁方式ということをまず確認いたしました。また、本庁としての行政運営の機能にも配慮しながら、引き続き検討することといたしました。

暫定本庁舎の選定につきましては、収容スペース、また本庁機能としての最低限必要なものを置かなければならないこと、あるいは新市全体の地理的条件、交通アクセス等に配慮する必要があります。

以上のことを踏まえまして、小委員会では、暫定本庁舎の候補地といたしまして2カ所、石和町役場庁舎と八代町役場庁舎を候補とすることで、委員さんの意見集約をしました。

今後は、町村長さんによります運営調整会議の意見を始め関係機関の意見も拝聴しながら、継続して審議するということにしました。

次に、新市の将来構想についてでございますが、第8回の小委員会では、新市将来構想の素案が事務局から示されまして、基本理念あるいは将来像実現のための施策などにつきまして、説明を受けました。

基本的には、昨年度より行ってまいりました、将来構想調査研究報告書がたたき台となっておりまして、施策の体系等につきましても、分かりやすく整理されたものとなっております。

将来構想につきましては、本日の協議事項となっておりますので、後ほど説明があると思いますが、委員からは、各町村に持ち帰り内容の説明をする必要があるのでは。あるいはまた、キャッチフレーズ、いわゆる将来像でございますが、住民に分かりやすいかどうか、こういうこともちょっと検討する必要があるだろうと、というようなことも出ました。

以上が第7回、第8回の総務・企画小委員会の審議状況でございます。

よろしく申し上げます。

議長（荻野正直君）

中村委員長さんにおかれましては、大変ご苦労さまでございました。

報告が終わりました。

何か質問事項がございますでしょうか。

（ な し ）

それでは、次に移ります。

次に、報告第2号 産業・経済・建設小委員会の審議経過について、小委員会の荻野委員長さんから報告をお願いいたします。

産業・経済・建設小委員会委員長（荻野勇夫君）

どうもご苦労さまでございます。

報告第2号 第7回産業・経済・建設小委員会の審議状況を報告いたします。

日時は、平成15年7月4日午後3時より、石和町役場会議室において行いました。

協定項目26 財産区の取り扱い

財産区の取り扱いについては、前回、協議会で報告を行ったところでありますが、調整内容に一部修正すべき点がありますので、その部分について説明をいたしまして、後ほど、協議事項の中で協議をお願いいたします。

それでは、本日のシート26 財産区の取り扱いをお開きください。

基本的な考えとして、恩賜林県有財産保護団体の形態は、山梨県の条例により市町村、市町村組合、財産区、いずれかに該当することとなっておりますが、6町村の関係する保護団体の形態は、市町村組合か財産区のいずれかに該当いたします。前回もご説明を申し上げたとおり、現在、財産区である一宮町の大積寺山財産区、八代町の稲山及び牛ヶ額財産区、境川村の名所山保護組合の4団体については、一部条例整備などを必要としますが、原則的には現状どおり、新市の財産区として引き継がれることとなります。

また、現在、一部事務組合である保護団体のうち、大口山、黒駒山、兜山五山、崩山、春日山保護組合については、新市の区域内にすべてが含まれているため、一部事務組合を解散し、新市の財産区を設置することとなります。

これらの財産区については、その団体の保護区域、保護団体構成員などは現状のとおりであり、財産管理についても財産区幹事会の設置により、原則的には現状と変わることはありません。

しかしながら、前回の協議会において、特別会計を持っている一宮町、境川村も含めて、新市において財産区の会計処理をそれぞれの保護組合で管理することとし、特別会計は設置しないという

報告を行いました。その部分について修正をいたします。

財産区は、市町村の一部が財産を持っている場合、その財産の管理、処分を行うことについて、法人格を認められた特別地方公共団体であります。財産区固有の執行権、議決権は持たれていないため、財産区の収入・支出については、形式上、市町村の収入・支出として整理され、特別会計を設置することとなります。なお、財産管理については、それぞれの団体に財産区幹事会を設置し、管理委任することで、現状と変わりなく財産区の構成員により管理執行されることとなります。

続きまして、協定項目30 商工観光事業（各種イベント等）の取り扱い。

本日、配布いたしましたシート30-1、商工観光事業（各種イベント等）の取り扱いをお開きください。

観光イベントについては、6町村すべてにおいて、各町村の地域資源を活かしたさまざまなイベントを開催しています。現在実施しているイベントは、各町村の地域特性があり、歴史を重ねてきているため、基本的には現状の内容を新市に引き継ぐことといたします。

しかしながら、新市の一体的な観光振興を図っていくため、類似事業で新市全体で開催したほうが効果的なものについては、できる限り統合して開催できるように調整していくことといたします。

特に、桃の花まつりの時期に開催されるイベントについては、各町村を代表する大きな事業であり、準備作業も相当の時間を要するわけですから、合併後、平成17年4月に開催されるイベントについては、その開催方法、内容、PRなどを検討していくために、来年のイベント終了直後から、6町村全体で検討していく必要があると思われま。

消費宣伝、誘客事業についても、同様の考え方であり、新市の一体的観光振興の面から、類似事業の一体化や新市全体への拡大など、より効果的に事業を展開していくため、調整を図っていくことといたします。

協定項目31 商工業・観光振興の取り扱い

協定項目31-1及び31-2、商工業・観光振興の取り扱いをお開きください。

小規模企業者小口融資資金制度については、6町村すべてが実施しているため、新市においても制度を継続しています。利子補給率など町村ごとに異なる部分もありますが、合併前に調整を行い、条例・規則を整備することといたします。

商工会については、現在6町村の管内に5団体がありますが、これについては商工会法において、1行政の中に1商工会という規定があり、これに基づいて統合準備を行っているところでもありますので、合併後は速やかに統合できるよう、調整に努めていくことといたします。

観光協会については、現在6町村の管内に5団体がありますが、それぞれの協会、組織の中心となる団体が異なっております。事業目的や事業内容、事業規模なども異なっております。また、合併後の観光協会の方向性について、観光協会それぞれの考え方があるようですので、合併時には現状どおりの形態を継続していくことといたします。

なお、新市の一体的な観光振興、協会相互の連帯を図っていく上で、観光連盟などの組織を設置していく必要があるため、協会との調整に努めていくことといたします。

その他をちょっと報告いたします。農業委員についてでございます。

農業委員については、前回の協議会に報告し、現在、在任特例を適用して80名が在任しております。比較的スムーズに新市の農地行政に携わることが可能であります。しかしながら、特例期間終了後は定数が3分の1に減少することで、農業委員の負担は大きくなり、住民サービスの低下が予想されるため、補助員制度の設置について、新市において検討することとなっておりますが、基本的には、当面、1行政区1人以上の補助員を置くという方向で確認をいたしました。

また、女性の農業委員の選出についてでございますが、基本的に選挙に出ていただくことを進めるわけでございますが、定数が減少する中で、それぞれの地域において女性を選出することは、現状より厳しい状況になることが十分予想されます。前回の農業委員の改選においては、男女共同参画時代の波を受けて、女性農業委員が8名誕生したわけでございますが、合併により皆無になることは、好ましくないのではと思います。

新市においても、女性農業委員の登用を強く要望する意見もありますので、議会推薦による女性の確保を検討していく必要があると確認されました。

以上でございます。

なお、産業・経済・建設小委員会では、協議会から付託された協定項目について、すべての審議を終了いたしましたことを、この席をお借りいたしましてご報告いたします。

ご協力ありがとうございました。

議長（荻野正直君）

荻野委員長さん、ご苦労さまでございました。

報告が終わりました。

何か質問事項はございませんでしょうか。

どうぞ。

委員（樋口元治君）

八代でございます。

先ほど、その他の農業委員の定数問題で補助員制度の導入というお話がございました。行政区1名というふうな原則ということでございますが、行政区も大小がありまして、例えば、八代の南の行政区は700世帯、2,300人になろうとするわけでございますが、この行政区へ補助員1名でいいのかなという感じを持ったわけでございますが、行政区の大小による参酌というようなことは、考えられないということではございませんでしょうか。

議長（荻野正直君）

事務局。

事務局員（雨宮寿男君）

産業・経済・建設のほうを担当しております雨宮でございます。

ただいまの質問でございますが、先ほど、荻野委員長の説明の中で、1行政区1名以上という形において、やはり農地面積とか農業者数等を考えた上で、行政区の大小、そういうものを考えながら、人数のほうは当然、多い少ないが出てきても当たり前だと思いますので、そのへんは今後、補助員について検討していく中で、参考として取り入れていきたいというふうに思います。

議長（荻野正直君）

よろしゅうございますね、今の件は。

ほかにいかがでございますでしょうか。

どうぞ。

委員（相澤正子君）

八代町の相澤でございます。

先ほど、女性の農業委員のお話をいただきましたけれども、小委員会では私、お願いしたわけでございますが、今あらゆる面に女性の視点をということではしております。

そういう中で、山梨県でも16人から60人と非常に多くなったわけでございますが、ここで農業委員も合併によって削減ということのようですけれども、そういう中で、せっかく増えてきたわ

けでございますが、今後、女性がなかなか入りにくいようになるのではないかと思います。

ぜひ広い面で、女性の目もそういう方面に入れていただくという観点から、女性が出やすいという、そういうなんらかの体制を整えていただければありがたいと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（荻野正直君）

答弁はよろしゅうございますか。

では、委員長さん、今の件は十分に配慮した形でよろしく願いしたいと思います。

ほかにいかがでございましょうか。

（ な し ）

それでは、次に移らせていただきます。

次に、報告第3号 住民小委員会の審議経過について、小委員会の鈴木委員長さんからご報告をお願いいたします。

住民小委員会委員長（鈴木貞夫君）

こんにちは。

住民小委員会の審議状況報告を行います。

住民小委員会を去る6月30日、石和町商工会館において開催いたしました。

始めに、事務局より新市将来構想素案についての説明を受け、続いて、協定項目32 温泉、保養施設の取り扱い・継続審議、協定項目45 児童福祉の取り扱い、協定項目46 高齢者福祉の取り扱いについて審議しましたので、審議状況等についてご報告いたします。

協定項目32 温泉施設の取り扱いにつきましては、前回の協議会で、調整シート32-1により、営業時間、休館日等について報告してありますので、本日は継続審議となっていた施設利用料について報告します。

本日、配布されました調整内容シートの住民32をご覧くださいと思います。

3施設の利用料は、それぞれの建設事業費の財源、目的、運営管理形態等の違いにより、料金、利用者の区分、利用時間の区分が設定されておりますが、利用料の歳入面や住民の福祉としての目的等を考え、次のとおりの調整内容としました。

施設利用料については、現行のまま新市に引き継ぐことにいたしました。小委員会での審議は終了しておりますので、本日、後ほど協議をお願いします。

協定項目45 児童福祉の取り扱い、その1につきましては、本日、配布されました調整内容シートの住民45-1をご覧くださいと思います。

- 1、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当は、国の制度事業のため、当然現行のまま新市に引き継ぐこととなります。なお、児童扶養手当については、新市になると4分の1の費用負担が必要となります。
- 2、ひとり親家庭医療費助成は、県の制度事業のため、現行のまま新市に引き継ぐこととなります。
- 3、母子及び父子世帯小中学校入進学祝金につきましては、県の制度事業のため、現行のまま新市に引き継ぐこととし、御坂町の例により1万円を単独事業として支給することとしました。
- 4、母子福祉資金貸付利子補給は、石和町、御坂町、八代町、境川村で行っておりますので、そのまま新市全体に拡大して実施することといたしました。



5、エンゼルプランにつきましては、石和町が平成12年より、八代町が平成13年より、それぞれ10年間の計画を策定済みであります。調整内容としては、新市において新たに策定するという調整方針としております。

このほか、乳幼児医療費助成、放課後児童健全育成事業などについては、専門部会で継続審議となっておりますので、調整方針等が固まり次第ご報告申し上げます。

協定項目46 高齢者福祉の取り扱いにつきましては、本日、配布されました住民46-1及び46-2のシートになります。

まず始めに、介護慰労金につきましては、65歳以上の寝たきり老人、痴呆性老人を介護している家庭に対する慰労金として支給されたもので、県からも支給されます。6町村においても、それとは別に支給事業があり、介護サービスを受けたか、受けないかの別、支給額も2万円から12万円と格差がございますが、調整内容といたしましては、統一して実施するという事で、年額6万円を支給することを調整方針といたしました。

次に、在宅介護支援センターにつきましては、介護に関する相談や助言、指導などの各種の保健・福祉サービスを総合的に受けられるように、連絡調整できるよう、組織の充実を図っていくため、基幹型在宅介護支援センターも視野に入れ、現在の地域型在宅介護支援センターを合併時に統一して実施するをいたしました。

続きまして、敬老祝金支給事業についてであります。

この事業につきましては、対象年齢及び金額の違いがありますが、6町村とも実施しております。

資料といたしましては、シートの次のページに6町村の制度の比較表、次のページに平成14年度実績による敬老祝金に関する資料が添付されております。

小委員会としては、次のような調整方針としました。

1、敬老祝金については、次のとおり統一し実施する。

75歳～87歳までが5千円、88歳～99歳までが1万円、100歳以上の方には10万円とする。なお、新市以降、高齢化状況などを踏まえて実施内容を検討する。

以上が、敬老祝金支給事業についての調整方針の報告であります。

なお、長寿祝金支給事業については、引き続き継続審議となっておりますので、調整方針等が固まり次第ご報告申し上げます。

以上、住民小委員会の審議状況についてご報告申し上げます。

以上です。

議長（荻野正直君）

鈴木委員長さん、大変ご苦労さまでございました。

報告が終わりました。

何かご質問等ございますでしょうか。

どうぞ。

委員（飯田章雄君）

春日居の飯田です。

私もこの小委員会の委員の一人でございますが、審議に参加させていただいていただけでございますが、今、委員長からの報告の中で、委員会として私が一つご意見を申し上げたのですが、全体のご意見ということで、委員長の説明のとおりになった経過がございました。

一つ、この合併に関しての基本的なものの考え方の中で、「サービスは高い水準で、負担は軽く」というふうな一つの考え方がございます。一つ出てまいりました、先ほどの介護の見舞金6万円の

件、それから今の高齢者に対する祝金の例でございますが、介護のほうはともかくも、高齢者の祝金の現在の実施状況を見ますと、高いところへすべて集約をされているということで、この資料の46-2のところ、今説明した具体的な調整内容の中で、現行制度ですと2,536万8千円になっているわけです。これが新市でこのとおりでいきますと4,065万5千円に年間、はね上がるわけでございます。その差は1,528万7千円ということで、すべてこの調子でいきますと、合併によって一つのメリットを得ていこうという中で、経済的な負担の問題。はたして、そういうことで、すべてのものを高いところへ水準を合わせていってしまったということで、この新しい市が成り立っていくだろうかという心配がございます。

したがって、この問題ばかりでなくて、すべてのサービスを高水準にということも、ある程度の控えめといえましょうか、全体的な収支のバランスを考えながらの決定が必要ではないかと、こう思うわけでございまして、そのへんをひとつ踏まえた中での調整をお願いしたいということで発言をさせていただきました。

以上です。

議長（荻野正直君）

どうぞ。

事務局次長（宮島茂君）

今、ご意見がございました。

今、事務事業の調整の最中として、実は、全体の事務事業の調整が終わりますと、サービスを高いほうへ合わせた結果として「これだけ持ち出しになる」、負担を低いほうに合わせた結果として「これだけ収入が減る」と、そういう数字が出てきた段階で、あと一度調整という可能性も無きにしても非ずと、そう思っております。

全部の事業のすり合わせが終わらないと、どのくらい負担増になるのか、また、どのくらい収入減になるのか、そこらへんが見えませんが、若干のジレンマはあるのですが、今のご意見は非常に参考にしたいと思っております。

議長（荻野正直君）

ほかにいかがでございましょうか。

（なし）

それでは、次に移らせていただきます。

次に、報告第4号 教育小委員会の審議経過について、小委員会の中村委員長さんから報告をお願いいたします。

教育小委員会委員長（中村喜光君）

報告第4号 教育小委員会の審議状況をご報告申し上げます。

第7回の教育小委員会は、7月2日、一宮桃の里ふれあい文化館の会場で、全員出席して行われました。

協定項目62の体育施設の取り扱いについてであります。この協議シートにつきましては、前回配布してございます協議シート、教育62 体育施設の取り扱いをご覧いただきたいと思います。

体育の施設の取り扱いについては、前回の協議会で報告を行っており、体育施設の管理運営体制について、基本的には現状のとおり新市に引き継ぎ、新市において、貸し出しの内容や管理体制について一定の基準を設けることを確認しております。

しかしながら、体育施設の管理上の課題、高校生のクラブ活動への利用、調整会議の内容等について、分科会に追加調査のお願いをしておりましたため、継続審議となっていたわけでございます。

事務局から報告をいただきまして、これに基づいて審議を行い、原案どおりに確認をいたしました。

なお、この項目につきましては、本日の協議項目として提出してございますので、後ほどご協議をお願いいたします。

教育小委員会では、協議会から付託されました協定項目について、すべての協議を終了いたしました。石和町文化スポーツ振興財団の取り扱いと、教育小委員会としての新市への提案・要望事項について協議を行っておりますので、簡単に報告させていただきます。

石和町文化スポーツ振興財団については、平成5年に設立され、文化スポーツイベントの開催による人づくりや施設の管理運営事業を行ってきております。

財団では、行政が直接関与することにそぐわないような事業に関与することができ、機動性も高く、人件費等の経費節減が期待できるなどのメリットが考えられる反面、昨今の経済不況により、基金の運用益を見込めず、基本財産からの繰入や町からの補助金に頼らざるを得ない現状にあり、新市の体育協会、文化協会との関わり方など課題も多く抱えております。

教育小委員会では、こうした状況を踏まえた中で協議を行いましたが、財団や石和町民の意向を尊重することとし、新市へ持ち込む方向になったときに、改めて新市での活用法や、市全体の財団とする場合の基本財産の増資や運営体制の見直し等について、研究を行っていくことにいたしました。

次に、新市への提案・要望事項であります。次のとおりでございます。

まず、学校教育関係につきましては、第1に、教育の地方分権化の中、新市各地域の豊かな自然や産業などの特色を生かし、自然との共生や文化性の育成、命の尊さを学ばせるため、遊休農地を活用した規模の大きい実習果樹園や実習水田を整備する。

第2に、自然、スポーツ、文化などに親しむ教育を充実するための市単教員の配置。

第3に、多動性の子どもたちの増加等の状況に対応したり、個性尊重のきめこまやかな教育の実現に向け、少人数学級の一層の充実を図る。

第4に、外国人英語指導助手（ALT）に対して、高い資質を持つ人物を獲得することができるような方策を確立する。

次に、社会教育関係について、第1に、石和、春日居の宿泊施設を生かすためにも、全国規模の各種大会が開催可能な文化・体育施設の整備。

第2に、合併のシンボルとなり、新市の住民意識や文化レベルの向上につながる生涯学習拠点の整備。

第3に、多目的でなく音響効果にも優れ、一流の音楽や演劇など文化活動ができる質の高い文化ホールの整備。

第4に、乳幼児教育の施設体制の整備と新市の将来を担う子どもを増やす施策の充実。

第5に、新市の人づくり施策の重点として、新市高等学校教育充実の対応や施策の推進などについて意見が出されました。

以上のような提案や要望が委員から出されておりますので、新市将来構想や建設計画に取り入れていただけたらと考えます。

以上、報告を終わります。

議長（荻野正直君）

中村委員長さん、ご苦労さまでございました。

報告が終わりました。

何かご質問ございますでしょうか。

はい。

委員（山崎光世君）

春日居の山崎です。

質問ということではなくてお願いをしたいのですが、今、教育小委員会から、最後に素晴らしい内容のご提言をいただいたのですが、できれば、この部分は紙で配布をしていただけないか、ぜひ配布していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局員（雨宮寿男君）

最後の提案・要望事項については、次回、協議会の折に資料として出したいと思っております。

議長（荻野正直君）

そのように、よろしくお願ひいたします。

ほかにかがでございましょうか。

（ な し ）

ないようですから、次に進めさせていただきます。

次に、報告第5号 住民説明会の実施についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局次長（宮島茂君）

恐れ入ります、今日の会議資料の報告第5号というところをお開き願ひたいと思っております。

ここに住民説明会の実施要領を付けておきました。

一番報告したいことは、住民説明会をいよいよ実施しますと、そういうことを言いたかったわけでございます。

いくつかポイントだけ言いますと、3番目の実施主体ですが、実施主体は、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町、つまり町村にお願いをしたい。

開催の期日ですが、8月の下旬から10月の上旬を目途に集中的に行う予定でございます。

それで、今、各町村で地区ごとにやるのか、または区域を設けてやるのか検討をしていると思っておりますが、そのへんの検討を、下のほうに7月18日とありますが、われわれにいただきまして、合併協議会だより、その他へ、その予定日を記載してお配りしたいと考えております。

それが住民への周知という6番目でございます。

中身は、住民説明会ですから、8番目の説明会の内容としまして、将来構想ダイジェスト版及び住民意向調査の説明、将来構想に対する質問や新市への要望事項ということでございます。

これに先立ちまして、お盆の前後を目途に、前に新市の名称の公募という話がございましたけれども、9月いっぱいを申し込み期限として、名称の公募ができるような冊子を作る作業を今しております。と同時に、今から将来構想の話がありますが、将来構想を32ページくらいのダイジェスト版にしまして、それも名称の公募と併せてお盆の前後くらいには全戸配布できるように、今、作業を進めておりますので、併せて報告させていただきます。

以上です。

議長（荻野正直君）

事務局より、住民説明会についての説明がございました。

何かご質問等ございますでしょうか。

（ な し ）

よろしゅうございますか。

それでは、次に移らせていただきます。

次に、報告第6号でございますが、その他で何かございますでしょうか。

( な し )

ないようですので、次に協議事項に入ります。

まず、本日の協議事項第1号 新市の将来構想についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局次長(宮島茂君)

事務局から説明いたします。

新市の将来構想につきましては、当協議会で将来構想を策定する前段階として、県の主導によりまして座長に山梨学院大の江口教授を迎え、関係6町村の総務課長及び企画担当課長、それに合併協議会事務局職員、さらに県庁市町村課また山梨総合研究所職員などによる、地域の将来構想に関する研究会を昨年8月に立ち上げまして、ほぼ月1回のペースで協議をまいりました。

その成果につきましては、将来構想に関する調査研究報告書としまして、第4回目の協議会で県庁市町村課の佐野補佐から説明があったところであります。

その報告書を基本に据えて、全体をじっくり精査する中で、事業を体系的にくくり直したり、各町村が策定している長期計画との整合性などにも、再度確認作業をして作り上げたものが、お手元にある新市将来構想であります。これは案が抜けておりますが、まだ案でございます。

現段階では、今日のこの資料は会議資料ということですから、編集とかデザイン、レイアウトなどがまだであります。最終的に、つまり本印刷の段階では90ページ前後になるものと思います。

と申しますのは、お手元にカラープリントの新市の道路網などがあると思いますけれども、こういう資料が加わっていけば、大体90ページくらいになると思っております。

この将来構想につきましては、6月27日に6町村の首長さんと議長さんがメンバーであります、将来構想策定小委員会で提案するとともに、当協議会の4つの小委員会、さらには6町村の総務課長さん、企画課長さんをメンバーとする幹事会へも報告・提案し、お気付きの点については、修正を加えるなどの作業を行ってまいりました。

したがって、当協議会の関係者の方すべてに一応説明はしてありますので、本日、説明については省略させていただきますが、総務・企画小委員会での説明の折に、将来構想はやはり大切なことであるから、各町村が持っている合併研究会に下ろして、そこで意見を吸い上げるべきではないかという、そういうご意見がございました。

事務局としましては、この将来構想の決定に関し、2つの方法を考えております。

1つは、本日、委員の皆様からお気付きの点を指摘していただき、修正を加え、それで本日決定とする方法。あと1つは、本日指摘いただくことも結構でありますけれども、決定前に町村の合併研究会で検討し、気付いた点などを持ち寄って、次回の協議会で決定すると、その2つの方法があるかと思っております。

以上、2つの方法について協議をしていただきたいと思います。

以上です。

議長(荻野正直君)

事務局の説明が終わりました。

ただいま、事務局よりの提案で、本日修正を加えここで協議をし決定する案と、ただいまお

示しました新市の将来構想については、町村の合併検討会で検討後、次回の協議会で修正事項を持ちより決定するという、2つの案の提案がございました。

いかがいたしましょうか。

はい。

委員（樋口猛君）

各町村でも立ち上げた機関がございますので、各町村の代表の方に聞いていただいて、町村へ持ち帰るのが、この場ですか、代表者へ内容を聞いてはいかがかと思いますが、どうでしょう。

議長（荻野正直君）

ただいま、それぞれの町村の代表者にどうしたらいいか、それぞれ聞いて欲しいと、こういったご意見でございますけども、それでは、こちらからお願いしていいですか。

石和町から。

委員（志村勢喜君）

石和町の志村です。

将来構想につきましては、各町村でそれぞれいままで行ってきました、また継続して行っている事務事業すべてが、たぶん提出をして、それをもとに、この将来構想が策定されてきているのではないかと考えております。

そういう中で、ただ、そういうことをそれぞれの住民の方が、承知をしていない部分もあるかも知れない。あるいは、各構成町村でもっと検討して、落ちている部分があるかも知れないということで、これは構想ですから、あくまでもそういうもののアバウト的なものが、これが計画になってきまして、この中でその一つひとつが、各町村が持ち寄ったものが、たぶん詳細として計画の中へ組み込まれてくるわけですけど、もしあれでしたら事務局のほうで、いま一度それぞれの町村で検討をする時間があるということであれば、これはやはり持ち帰っていま一度落ちはないか。

と申しますのは、実は、こういうことがこの構想の中にどういうように、また将来的な計画の中に織り込まれているか。というのは、実は、私の石和町ではご承知のように甲府とのごみの共同処理をしている経過がございます。その中で町と地区との、いわゆる協定してある条件がございます。そういうものもございます。ほかの町村にも私はあるのではないかなと、ちょっと耳にしたところが、御坂町の場合には水源のことで、各区と町との契約事項みたいなことがあるというようなことも、ちょっと聞いております。

私は、そういうことも若干うちのほうの町とすれば、ちょっと踏み込んで、その計画が提出していただいているかどうかということも、確認もしたい部分がございますから、もし事務局のほうでよければ、一月おくっていただいて、それぞれの町村の研究会といいますか、検討会議の中で検討していただければありがたいと思います。

以上です。

議長（荻野正直君）

それでは、次に一宮町さん。

委員（中川一彦君）

一宮町でございますが、一宮町におきましても、合併の推進委員会というものがございまして、この将来構想につきましては、推進委員会へ持ち帰って修正すべきところがあるのか、また検討を加えまして、次回の合併協議会で報告させていただいたらいいんじゃないかと、こんな

考えを持っております。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

ありがとうございました。

では、となりの境川村さん。

委員（龍澤敦君）

先ほど、一宮町の議長さんが言いましたとおり、合併協議会を立ち上げておりました、いろいろ検討を集約いただいております。先日も小委員会があったわけでございますが、また持ち帰って次回に報告ができればなによりだと、こんなふうに思っております。

議長（荻野正直君）

次に御坂町さん。

委員（矢野一則君）

それでは、御坂町でも合併検討委員会というものを毎月1回開いております。ぜひとも、もう一度確認のためにもう一回やりまして、次回に。

議長（荻野正直君）

では、八代町さん。

委員（樋口猛君）

先ほど申しますとおり、各地区にもそういう組織がございます。その中において、ここはほとんど協議会の代表者というふうに見受けますので、住民の代表の方も、町へ帰れば入っておりますので、そこらへんで再度、将来構想ですので検討した中で、またいろいろのご意見を伺った中で、またこれへ付け加えさせてもらう場面もあると思いますが、そのへんも併せて、各町村で持ち寄った中で、八代としてはさせていただきたいと、こんなふうに思います。

議長（荻野正直君）

それでは、春日居町さん。

委員（山本富貴君）

私どもも、住民説明会まで約50日ありますから、その間に住民にはさらに周知徹底するためにも、持ち帰って協議したいと思っております。

議長（荻野正直君）

どうもありがとうございました。

それぞれの町村、いわゆる各町村に持ち帰り、合併検討会等で再度検討してから、このことについては協議をしたほうが良いということでございますから、そのようにさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

はい。

委員（嶋田正雄君）

石和の嶋田ですが、さっき教育小委員会のほうからいくつかの教育に関する将来構想的な要望・意見が出されております。そんなものもぜひ、これは事務局のほうでまとめられるのではないかと思いますけれども、参考にして次回に出していただければありがたいと思っております。

議長（荻野正直君）

今もご提案がございましたけれども、それぞれの合併検討会の中で、いろんなご意見が出ると思っております。

これにつきましては、検討会議が終了後、できるだけ速やかに事務局のほうにおまとめいただいて、協議会の前にご提出いただければ、より一層突っ込んだ協議ができると思いますから、よろしくご協力をお願いいたします。

はい。

委員(樋口元治君)

実は、小委員会での構想をいただきまして、今日会議があるということで午前中、一生懸命読んできました。その中で気になることが2、3ございますので、ちょっと発言をさせていただきたいと思います。

10ページ、小委員会へ配っていただいた冊子を見ておりますから、地域6町村の歴史の変遷の下のほうで、昭和23年の町村合併促進法の制定とありますが、町村合併促進法は確か昭和28年10月1日の施行というふうに記憶しておりますが、この点を調べておいてもらいたいと思います。地方自治法が22年、憲法と同時に施行されて、すぐ合併というような日程ではなかったように記憶しております。

それから、次のページの図の1-1、町村の変遷の中に明治8年1月とか書いてございますが、八代関係で増田村とございます。増田村が上と同じように標記するのであれば、明治7年12月、増利村、大間田村が合併しまして増田村になったということでございますが、これも統一的な扱いにさせていただきたいと思います。

それから、33ページですが、活力ある交流都市の創造という記述の中で、余暇の活用日本一の都市像の実現、果樹生産日本一の都市像の実現という表現がございまして、2カ所、都市像という言葉が使っていますが、ここでいう都市像というのは、次の快適な生活都市の創造、あるいは個性輝く自立都市の創造、この3つへかかることだというふうに理解いたしまして、合併新市の都市づくりの理念は、都市像という表現でいうのであれば、ここだけが、2カ所都市像というのをおかしいような気がいたします。

それから、次に35ページでございますが、以上のような3つの基本理念に沿いまちづくりの方向というふうな、「まちづくり」という表現がございまして、これは都市づくりということと統一したほうがいいのではないかと。

次の36ページ、地域の将来像とありますが、これも合併新市の都市という、将来像ということではないかと思いますが、そのへんの点は基本的なことでございますので、ご検討しておいていただきたいと、こんなふうに思います。

議長(荻野正直君)

どうも貴重なご意見ありがとうございました。

今のこと、事務局でよろしいですね。

大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

そんな形で、ぜひ皆様方のほうからもお気づきの点がありましたら、できるだけ速やかに事務局のほうにご提案いただきまして、できるだけいいものが出来上がればなと考えておりますから、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

協議事項第2号 財産、公の施設の取り扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長(宮島茂君)

財産、公の施設の取り扱いについては、協定項目5番目ですから、5のシートをお開き願



いたいと思います。

財産といいますと、例えば公有財産または物品及び債権、基金がありますけど、それらについては原則的には、先に合併した南アルプス市も、さいたま市も、篠山市も、すべて新市に引き継ぐというのが大体一般的でございます。またそうでなければ困ると思っておりますけれど。

そこで、調整方針の案ですが、6町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。というのが調整方針でございます。

お願いします。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問ございますでしょうか。

（ な し ）

ないようですから、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議事項第3号 農業委員会委員の定数及び任期の取り扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

農業委員会委員の定数及び任期の取り扱いにつきましては、協定項目7です。ですから7番のシートをご覧いただきたいと思います。

先ほど、産業・経済・建設小委員会から、農業委員に関して説明がありましたけれど、調整方針の案としましては、農業委員会の選挙による委員については、市町村合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年以内の間において、引き続き新市の農業委員の選挙による委員として在任することとする。つまり、在任特例を使います。

(1)在任定数は80名以内とする。

(2)在任期間は平成17年8月31日までとする。

以上が案でございます。

ちなみに、在任期間後は選挙により、人数は農業委員会法により30人となります。

以上、よろしく願いいたします。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何か質問等ご意見ございますでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

協議事項第4号 地方税の取り扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

地方税の取り扱いにつきましては、協定項目の8番でございます。8番のシートをお開き願いたいと思います。

地方税といいますと、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税、入湯税及び都市計画税がございますが、調整方針の案としましては、1番、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税、入湯税における納税義務者・税率・課税標準については、地方税法の取り扱いにより現行のとおりとする。

2番、都市計画税については目的税であるため、新市施行後において、都市計画法土地利用計画に基づいて検討していくこととする。

納期でございますが、3番、納期の取り扱いについては、次のとおりとする。

個人住民税は、春日居町の例により、6月、8月、10月、1月とする。

固定資産税は、石和町の例により、7月、9月、11月、2月とする。

軽自動車税は、石和町、一宮町、八代町、境川村の例により、5月とする。

その他の税については、みんな同じですので現行のとおりとする。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何か質問・ご意見等ございますでしょうか。

（なし）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議事項第5号 財産区の取り扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

財産区の取り扱いにつきましては、協定項目の26番でございます。26番のシートをお開き願いたいと思います。

先ほど、産業・経済・建設小委員会のほうから説明がありましたが、財産区といいますと、財産区及び市町村が保護団体となっているもの、及び2町村以上にまたがって一部事務組合をつくって大団体となっているものがありますけれど、一部事務組合につきましては、新しい市のエリアの中に入ってしまうので、現在の一部事務組合を解散して、現在の組合を単位として、財産区として新市に設置するということになるかと思えます。

調整方針（案）としましては、現在、財産区になっている恩賜林保護団体については、現在の財産区を単位とする財産区として新市に引き継ぐ。

また、財産処分の協議に基づいて、新たに財産区となるものを含め、これは一部事務組合の関係ですけれど、財産区の保護区域、保護団体構成員等は現状のとおりとし、財産管理については、当該財産区管理会に委任する。

いって見れば、権利が全部引き継がれるという、そういう理解でよろしいと思えます。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。

（なし）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議事項第6号 上水道・簡易水道等の取り扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

上水道・簡易水道等の取り扱いにつきましては、協定項目37でございます。37のシートをお開き願いたいと思います。

上水道、簡易水道がこの地域におきましては混在しておりますけれど、1番の水道会計の状況から の料金、 加入金・分担金、 手数料、 督促手数料・延滞金、 の検針と、いくつか項目がありますが、それぞれの項目について、調整方針については、具体的な調整内容は右のほうに書いてございます。

全体をまとめまして、上水道・簡易水道等の取り扱いにつきまして、調整方針の案としましては、上水道・簡易水道事業等は現行のまま新市に引き継ぐ。料金、加入金等は当面現行どおりとし、新市において策定する事業計画に基づき統一を図る。

以上が調整方針でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。

( な し )

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議事項第7号 産業・経済・建設関係における使用料及び手数料の取り扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

協定項目のナンバーが39でございます。39のシートをご覧願いたいと思います。

農業関係の使用料及び手数料ですが、発行者が2種類ございます。1番目に町長の証明、2番目に農業委員会長の証明、その2種類でございますけれど、調整方針の案としましては、1. 農振証明書等、町村長の証明手数料は、新市の手数料徴収条例により調整する。つまり、手数料を取る方向で調整する。

2番、現況証明書等の農業委員会長の証明手数料は、原則として徴収しない方向で調整する。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。

( な し )

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議事項第8号 温泉施設の取り扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

温泉、保養施設の取り扱いにつきましては、協定項目 3 2 番でございますので、3 2 のシートをお開き願いたいと思います。

協定項目の中には温泉、保養施設とありますけれど、保養施設につきましては、当地域にはございませんので、温泉施設の取り扱いについて、次のとおりの調整方針(案)でございます。

温泉施設の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1．施設については、現行の施設をそのまま新市に引き継ぐ。
- 2．休館日は、各施設が同一とならないよう合併時に調整する。
- 3．利用料及び営業時間については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 4．送迎については、当面現行のとおり行い、路線等について新市において検討を行う。
- 5．運営委員会については、新市において新たに設置する。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議事項第 9 号 体育施設の取り扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

体育施設の取り扱いについては、6 2 番目のシートをご覧いただきたいと思います。

体育施設につきましては、学校体育施設と社会体育施設がありますが、それについての調整方針(案)でございます。

学校体育施設及び社会体育施設の運営管理については、現状どおり新市に引き継ぎ、使用時間や運営管理体制の基準の統一について、新市において調整する。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議事項第 1 0 号 教育関係における使用料及び手数料の取り扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

使用料及び手数料(教育関係)の取り扱いにつきましては、6 3 番のシートをご覧いただき

たいと思います。

施設としましては、学校教育施設、それから社会教育施設、それから社会体育施設の3種類がありますけれど、それぞれに資料がついてございます。

全体の取りまとめの調整方針(案)でございますが、教育関係施設使用料については、現行のまま継続し、算定基準の統一化、施設の規模、内容に応じた適正料金について新市において調整する。

以上でございます。

議長(荻野正直君)

事務局の説明が終わりました。

何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議事項第11号 その他でございますが、何かございますでしょうか。

事務局。

事務局員(雨宮寿男君)

連絡事項ですので、本来ですと最後のその他で言うべきですけども、資料をお配りする時間の都合上、ここでさせていただきます。

先ほど、春日居の山崎委員さんからお願いがありました、教育関係の要望・提案事項について、石和町のセンターのご好意をいただきまして印刷させていただきましたので、ここでお配りいたします。目をとおしていただきたいと思います。

議長(荻野正直君)

ただいま、事務局より新市への提案・要望事項、教育小委員会でまとめていただいたものをお配りいたしましたけれども、皆さん、お手元に届きましたでしょうか。

よろしいですね。

ご苦労さまでございました。

そのほか何かございますでしょうか。

どうぞ。

委員(樋口元治君)

たびたび申し訳ございません。

どうも世の中、気になることが多いわけでございますが、実は、過日町のほうから山梨県からのお知らせで、東八代都市計画区域マスタープラン素案概要というのが配布されました。その中に、将来の都市構造という中で、地域の拠点あるいは市街地等というようなところ、あるいは商業業務地、住宅地というような主要用途の配置方針というようなことがございまして、御坂町地域拠点については、御坂町役場周辺及び八代町役場周辺等は、東八代地域等を対象とする商業業務機能や教育文化等の公共広域サービスの機能を育成しようぬんというようなことがございます。

なお、商業業務地の住宅地、御坂町錦生・英地区、八代町南地区等においては、現在の土地利用状況を前提としながら、商業業務地、住宅地の育成を目指すというようなことがうたわれておりますが、これは県の都市計画の東八地域版ということですからですが、これから新市の

将来構想を策定し、また、先ほど決められたように各町村の説明会というような場で、この県の都市計画プランと、それから新市の将来構想との整合性というような点を、どうとっていったらいいものかというような心配でございますが、それは新市の建設計画、総合計画でこれは拾い込んでいくといえればそれまででございますが、そのへんの県のこういう計画との整合性というような点について、どのようなお考えをお持ちかお伺いしたいと思います。

議長（荻野正直君）

峡東の振興局長に来ていただいておりますから、一言。

峡東地域振興局長（長沼公彦君）

まず、基本的なことではありますが、ご指摘の都市計画マスタープランの策定の期日というのが、16年5月であります。市町村合併が17年3月ということを見据えております。

これはいずれも法律によって、そういうように定められている範囲ですが、本来ですと、私どものほうとすれば、どちらかという、市町村合併のほうを先行させていただいたあとに都市計画の策定と、こういうような話で順序を追っていただければ非常に分かりやすかったと、私ども県とすれば思っているわけですが、それがそうはいかなくて逆になっている。

したがって、委員ご指摘のような、そういう疑問が生じてくるというふうに思っております。

私どもも、都市計画課サイドと話す中で、とにかく新市スタートした上で都市計画づくりをしていただく、これが最優先だと考えております。しかる後に、都市計画マスタープランを必要があるところで見直していただくと、こういう基本姿勢で臨みたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（荻野正直君）

どうぞ。

委員（樋口元治君）

県の先生方の専門の方と議論はできませんけれども、感じとすれば、地域指定までして、八代町あるいは御坂町、こういう商業うんぬんということまで具体的に上げられているわけでございますから、新市の将来構想の中へも、こういうものをうたい込むことのほうが、今の時点でもういいのではないかというようなことを考えるわけでございますが、そうは時間的な問題もあったり、あるいは期日的な問題も物理的に難しいということだろうと思っておりますけれども、いま一度、扱い、整合性というような点についてのお考えをお願いしたいと思います。

事務局次長（宮島茂君）

ご意見としてお伺ひいたします。

われわれの当会議には顧問として峡東振興局長さんも迎えておりますので、よく相談をしながら対応していきたいと思ひます。

議長（荻野正直君）

この都市計画マスタープランの件でございますが、実は、石和町の例をちょっと申し上げますと、石和町でもこのことについては、県のほうの原案では、いわゆる線引きがされるというふうな、春日居町を含めてされるというふうな最終の原案が出ました。これについて、春日居町さんも大変ご議論をいただきましたし、それから石和でも大変議論をさせていただきました。

そして、その中で出た結論は、やはり新市の将来構想ならびに新市の建設計画等の中にも、できる限り入れられるものは入れる。しかし、大変長期的な展望に立った上での、都市計画マスタープランというのは策定すべきだというような結論の中で、それぞれの町村がつくること

になっておりますけれども、そういったご意見を中心にして、新市の構想ならびに長期の都市計画マスタープランを新市でつくっていくことが望ましいのではないかと、かように考えておりますからご理解いただきたいと思ひます。

そのほかにいかがでございますか。

( な し )

それでは、ないようですので、以上をもちまして本日の協議事項を終了いたします。

大変ご協力ありがとうございました。

司会(風間喜久雄君)

議長さん、大変ありがとうございました。

次に、次第の4番目でございます。

次回の協議会日程につきまして、事務局からお話をいただきます。

事務局次長(宮島茂君)

次回の協議会の日程ですけれど、8月になると各町村は忙しくて、町村長は全然空いておりません。

それで、これはお願いですけれど、7月29日火曜日でお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。時間は3時からで、ここのスコレーセンターが空いておりませんので、八代町の総合会館でお願いしたいと思ひますが、ぜひ7月29日火曜日、3時から八代町総合会館ということをお願いしたいと思ひます。

そして、あと1点お願いがございます。

と申しますのは、将来構想を各町村に持ち帰って、それぞれの町の視点からあと一度見ると、そういうことになりましたので、ぜひそれをしていただいて、できれば7月29日が協議会ですから、7月25日の金曜日までに、修正事項を事務局にいただきたい。そうすれば、町村ごとの修正内容を一覧表にして、29日の協議会へかけて、そこで決定と。

よろしいですか、2点お願いをしました。

次回の協議会は7月29日火曜日、3時から八代町総合会館。あと1点のお願いは、将来構想の関係で、各町村ごとのご意見を一覧表にしてお配りする都合上、25日の金曜日までに事務局へ届くようお願いをしたいという、その2点でございます。

ぜひよろしくお願ひいたします。

司会(風間喜久雄君)

それでは、ただいまの2点についてはよろしくお願ひ申し上げます。

次に、次第の5番、その他でございますが何かございますでしょうか。

( な し )

ないようでございますので、以上で本日の第7回目協議会を閉会させていただきたいと思ひます。

相互にあいさつを交わして終わりたいと思ひます。

ご起立いただきたいと思ひます。

相互に礼。

ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 3時05分

第7回 石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会 出席者

平成15年7月10日

【石和町】

荻野正直  
志村勢喜  
上野稔  
羽中田弘己  
山下安・  
荻野勇夫  
鈴木貞夫  
山下浩樹  
嶋田正雄

【御坂町】

小澤栄眞  
矢野一則  
永野一彦  
原田徹  
渡邊芳直  
岡美枝子  
渡邊昂  
古屋栄  
長尾壮

【一宮町】

小宮山文明  
中川一彦  
萩原正純  
竹下光広  
雨宮良孝  
岡保和  
樋口龍八  
古屋伸吾  
水野孝子

【八代町】

古屋貞次  
樋口猛  
風間好美  
中村春樹  
樋口元治  
相澤正子  
小越寿々務  
武川忠雄

【境川村】

角田義一  
龍澤敦  
相澤直樹  
中村長年  
宮川一英  
宇佐美常春  
小澤恒夫  
岡梅子  
高野正貴  
新田治江

【春日居町】

金井豊明  
山本富貴  
山崎光世  
生原英喜  
飯田勝丸  
飯田章雄  
中村喜光  
茂手木貴子